

大平内閣による成田問題解決への基本的アプローチに関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十四年一月十二日

秦

豊

参議院議長 安井 謙殿



みの問題であり、積極的に乗り出すまでもないとして、なりゆきまかせに放置されるのか。放置されるとすれば、それでよしとする理由を説明されたい。

二 「基本的人權の保障」を核心とした「法の支配」のもとで成田問題を解決することに御異議があれば、その理由を説明されたい。

三 事実在即し眞実を明らかにする中で、成田問題を解決することに御異議があれば、その理由を説明されたい。

四 適正かつ合理的に成田問題を解決することに御異議があれば、その理由を説明されたい。

五 成田問題を適正かつ合理的に解決するのであれば、単に成田問題だけを状況から切りはなして処理することは不可能であつて、羽田空港や大阪空港に係る問題、国際空港の国内的配置の問題、日米航空協定の改定交渉に係る問題、或いは国内航空体系の問題、更には国内交通体系の問題などへの影響は必至である。これらが逆に成田問題の処理を規定する要因ともなり得る

と史料されるが、成田問題を、これだけ切りはなして解決できるとするのであれば、その理由を説明されたい。

右質問する。